



林災防発第187号  
平成30年 1月20日

林業・木材製造業労働災害防止協会  
三重県支部長 野地洋正 殿

林業・木材製造業労働災害防止協会  
会長 吉条良明



「木材製造業死亡労働災害多発警報」の発令について

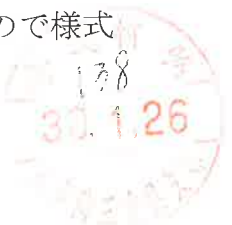
三重県内では、木材製造業における死亡労働災害が平成29年8月と12月に各1件発生したので、「木材製造業死亡労働災害多発警報」を発令するので、ここに通知する。

については、貴支部においては、別添「木材製造業労働災害再発防止対策」等を着実に実施し、死亡労働災害の早期の撲滅を図ること。

また、「木材製造業労働災害再発防止対策」実施計画の概要についてと必要資金の交付申請を2月9日（金）までに本部に提出するとともに、支部の取り組み結果を別紙により警報発令期間終了後の翌月末までに報告されたい。

記

1. 「木材製造業死亡労働災害多発警報」の発令期間  
平成30年1月20日から平成30年4月30日（3か月後の月末）まで  
ただし、発令期間中に新たな死亡労働災害の発表があったときは、さらに翌月末まで延長するので、ご理解願います。
2. 実施計画の概要の提出と必要資金の交付申請について  
「労働災害多発警報発令対策本部」（以下「対策本部」という。）が実施要綱第7条に基づき実施する「林材業労働災害再発防止対策」実施計画を別紙1の〔記載例〕を参考に様式1「実施計画の概要」に記載して提出してください。  
対策本部の運営に関わる諸経費については、本部より必要な経費を送付するので様式2「林材業労働災害再発防止対策経費申請書」を作成し交付申請してください。



なお、緊急集団指導会及び安全パトロールの実施並びに臨時職員の雇用に伴う謝金又は賃金等の取扱いについては、別紙2「死亡災害多発警報発令に伴う集団指導会講師謝金等について」に定める基準に基づき、対策経費の申請及び収支(精算)報告を行うようお願いいたします。

なお、様式2「林材業労働災害再発防止対策経費申請書」交付申請は、本警報発令期間が平成29年度と平成30年度にまたがることから、それぞれの年度分に分けて報告願います。

### 3. 実施計画の速やかな実施と必要資金の送付額の確認について

「林材業労働災害再発防止対策」実施計画の概要(様式1)の取組事項の(1)～(3)までの取組については、速やかに実施してください。

残りの取組事項(4)～(6)の実施については、本部から必要な経費が送付されることを確認してから実施してください。

### 4. 資金の交付について

本部においては実施計画及び経費申請書の精査を行ったうえ、必要な経費については、送金額の決定通知書により当該支部に交付する金額、日時等を通知します。

### 5. 当該事業終了後の実施報告書の提出について

当該支部にあつては、当該事業終了後の翌月末までにその行った事業内容を(別紙)「実施結果報告」により会長あて報告を行うとともに、その経費の精算については、様式3「林材業労働災害再発防止対策収支報告書」により、平成29年度分については平成30年3月15日(木)までに報告を行ってください。また、平成30年度分については平成30年5月末までに報告願います。

なお、当該事業の資金は、国庫補助金として本部で会計処理を行いますので、支出内容が明らかとなる書類及び領収書等の「原本」を報告書と併せて提出してください。

ただし、「原本」により難しい場合は「写し」でも差し支えありません。

担当：教育支援課(樋野、植松)

会 計 課(田淵、嶋崎、泉)

## 木材製造業労働災害再発防止対策

### 1. 警報発令対象都道府県の支部長の取組事項

警報発令対象都道府県の支部長（支部事務局、分会事務局を含む）は、以下の事項について実施する。

#### (1) 会員事業場に対する指導の強化

警報発令対象都道府県の支部長名により会員事業主に対して、警報発令が発令された旨通知するとともに、死亡労働災害が発生した事業場に対する指導を集中的に行う。

#### (2) 都道府県労働局、都道府県木材組合連合会等に対する協力要請

警報発令対象都道府県の支部長名により都道府県労働局、都道府県木材組合連合会等（傘下の事業場に対する周知徹底を含む）に、「木材製造業死亡労働災害多発警報」が発令された旨通知するとともに、「木材製造業労働災害再発防止対策」への協力要請を行う。

#### (3) 報道等の要請

該当する都道府県に「木材製造業死亡労働災害多発警報」が発令され、「木材製造業労働災害再発防止対策」の取組について、該当する都道府県担当部局、都道府県木材組合連合会等、報道機関に対して、報道を要請する。

また、このことについて該当する都道府県労働局ホームページへの掲載を要請し、広く周知・広報する。

#### (4) 現場安全パトロールの実施

都道府県労働局、都道府県木材組合連合会等と連携して、会員事業場等の現場安全パトロールを実施する。

#### (5) 木材製造業死亡労働災害再発防止のため緊急集団指導の実施

都道府県労働局、都道府県木材組合連合会等の協力の下、事業主を招集して、木材製造業死亡労働災害再発防止のため緊急集団指導を実施する。

#### (6) 警報発令期間終了後も、「木材製造業労働災害再発防止対策」が実効あるものとなるように、再発防止を図るためのフォローアップを実施する。

### 2. 警報発令対象都道府県の支部管内の事業主の取組事項

警報発令対象都道府県の支部管内の事業主は、以下の事項について実施する。

#### (1) 木材製造業死亡災害再発防止のため緊急集団指導への出席。

#### (2) 経営トップとしてリーダーシップを発揮し、自主安全パトロールと一斉自主点検を実施する。

#### (3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践する。

#### (4) 「木材製造業労働災害再発防止対策」を事業場の労働者に周知徹底し、事業主として着実な取組を実践する。

#### (5) 死亡労働災害多発地域の事業主は、同地域内の事業主と連携し、自主的な緊急安全パトロールを実施する。

- (6) 警報発令期間終了後も、「木材製造業労働災害再発防止対策」が実効あるものとなるように、再発防止を図るためのフォローアップを実施する。

#### [重点取組課題]

- ① はさまれ・巻き込まれ災害が最も多く発生しており、これらのほとんどは、機械を稼働（スイッチオンの状態）させたまま手などを入れる・手などが入った状態で機械を稼働させたことによる災害や作業着・保護具などが機械に巻き込まれることによる災害であることから、事業場内における作業マニュアル等の遵守を徹底すること。
- ② リスクアセスメントを実施して、機械設備の改修、非定常作業も含め作業マニュアル等の見直しを検討すること。
- ③ 荷役作業の際における、荷台やフォークリフト等から墜落、あるいはフォークリフト等の構内の車両に激突されるという災害が多く見られるという傾向があることから、荷台等からの墜落・激突防止措置を講ずること。
- ④ 荷役作業時における運送業者等との連携・調整を徹底すること。
- ⑤ 非定常作業における就労時の安全衛生教育を徹底すること。
- ⑥ 交通事故等防止のため、交通労働災害防止のためのガイドラインを改めて徹底すること。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-49/hor1-49-41-1-0.htm>

### 3. 会員事業場等の労働者の取組事項

- (1) 労働者は、事業主が講ずる必要な事項を遵守する責務を自覚するとともに、「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践する。
- (2) 労働者は、「木材製造業労働災害再発防止対策」の事業主の実施事項を積極的に実践する。